

琉球大学学術リポジトリ

沖縄関係

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43768

法務省資料

45-1.13

極秘

○条約課長
法規課長
○安全保障課長
こま一課長

アメリカ局長
参事
北米第一課長

法務省作成、沖縄問題資料 12.22

25.1.13
米北一

法務省は、沖縄復帰に伴う法制上の
問題点につき、内閣検討を進めようとする。

と、同省官庁事務課長等同省調査
団が取纏めたる「沖縄復帰に伴う

問題点」(別添2)を總理府呈由入手
した。

また、このほか別紙、法務省は民事
関係の基本的問題につき検討を進

めようとする。同省沖縄担当
官に照会したところ、同担当官の好意

により「沖縄返還に伴う民事関係
基本問題」(別添1)を内閣入手した。

GA-6

外務省

92. 本中世2 本届付1封。
なお、別添1は当省を除き、

他の省庁には一切配布しないこととし、
担当官の立場も取り、取柄も取り

十分御留意願うこと。

GA-6

外務省

沖繩返還に伴う民事関係基本問題

一 沖繩に施行されている民事法令によつて生じた効力は、沖繩返還後どうなるか。

特に琉球の民・商法により設立された会社、法人、特別法による法人（琉球銀行、琉球電力公社等）、その他協同組合、学校法人等は、返還後も法人格が認められるか。返還により認められないこととなるものがあるか、返還時においてどのような措置を必要とするか。

二 裁判の効力

裁判所としては現在次のものがある。

- (1) 琉球政府裁判所（高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所、簡易裁判所）
民事裁判権の範囲は、米国民政府裁判所の権限に属しないすべての民事事件についてである（大統領行政命令第一〇七一三号）。

- (2) 米国民政府裁判所（上訴審裁判所、刑事裁判所、民事裁判所）

民事裁判権の範囲は、

- (a) 高等弁務官が合衆国の安全、財産又は利害に影響を及ぼすと認める特に重大なすべての事件又は紛争、
 - (b) 合衆国軍隊の構成員、軍属もしくは合衆国国民である合衆国政府の被雇用者又は以上の者の家族であつて琉球人でない者が当事者であるすべての事件又は紛争
- についてである（琉球列島米国民政府布告第六号、第八号、第九号）。

- (3) 琉球列島米国土地裁判所

裁判権の範囲は、琉球列島内の土地及び不動産の取用に関するすべての事件についてである（高等弁務官布令第一九号）。

これらの裁判所及びすでに廃止されている裁判所（琉球民裁判所等）において返還前になされた訴訟行為、裁判、処分その他の手続上の行為の効力はどうか。返還後その効力はどうか。

か。経過措置を必要とするか。返還後現に係属している訴訟はどうか。

三 行政処分の効力

米国民政府、米国民政府、琉球政府によつてなされた行政処分の効力はどうか。返還後その効力はどうか。経過措置を必要とするか。

四 沖縄の財産に関する占領前の権利の変更

沖縄の財産に関する占領前の権利で占領後米国民政府、民政政府の布告等により変更があつたものがあるか。返還後その効力はどうか。

1 占領前の土地所有者の権利

今次大戦により多くの不動産登記簿、台帳、公図等が滅失し、土地の形質も変容したため、米国民政府指令等によつて設けられた土地所有権認定委員会が個人の申告に基づき土地所有権を認定し、市長村長は一九五一年四月一日付で土地所有権証明書

の交付を行なつた（米国民政府布告第八号、第一六号）。

右証明書によつて証明された土地所有権は、米施政権により原始的に認められた土地所有権とみるべきか。又は従前からの土地所有権についての行政的確認が行なわれたにすぎないものとみるべきか。

2 所有者不明土地

米国民政府の琉球財産管理課において私有地であると決定された特定の土地につき所有者が不明である場合は、この土地を所有者不明土地と呼称し、所有者不明土地登記簿が作られており（米国民政府布告第一六号、同布令第一四一号）、そのうち軍用賃借権が設定された土地については、管轄市町村が管理者として米国民政府から借地料を受領している。

所有者不明土地登記簿になされた登記の性質及び効力をいかに解すべきか。所有者を認定する方法はあるか。返還時におけ

る措置をいかにすべきか。

3 市町村非細分土地

ある市町村に存在する米軍用地の実測面積がその土地の所有者の申立による登記簿上の面積の合計より広い場合に、計数上算出される土地の差増面積を非細分土地と称し、市町村非細分土地登記簿にその旨の特別の登記がなされている（米国民政府布令第一四六号）。しかし、この土地は計数上算出される觀念的なものであり、その所在を特定することができず、管轄市町村が管理者として右の土地分に相当する借地料を米国民政府から受領している。

市町村非細分土地登記簿になされた登記の性質及びその効力をいかに解すべきか。返還時における措置はいかにすべきか。

五 占領後米国が取得した権利及びこれに伴う義務は、沖繩返還後どうなるか。

処分又は契約によつて米国が権利・義務を取得した時点が、

(1) 昭和二十一年一月二十九日連合軍司令部から「行政権分離の覚書」が発せられる前、

(2) 行政権分離後平和条約発効前、

(3) 平和条約発効後

のいずれかによつてどのような差異が生ずるか。

1 米国の財産管理

従来わが国の国有地及び沖繩県有地については、一九四五年海軍軍政府布告第七号によつて現在米国民政府が管理しているが、その他米国側の処分によつて米国が取得したわが国及び国民の財産権は、返還後どうなるか。返還に際し特別取極をす

2 軍用賃借権

米国側が軍用地に供している土地については、契約又は収用に

により賃借権が設定され、その旨の登記がなされているが（高等弁務官布令第二〇号、米国民政府布告第二六号、同布令第一

三〇号、第一六四号)、その質借権の性質と効力はどうか。返
還後立法措置を講ずる必要があるか。

non official 特別法
別添1

極 秘

(昭四四・九・一)

一 沖縄返還に伴なり民事関係基本問題
沖縄に施行されている民事法令によつて生じた効力は、沖縄返還後どうなるか。

1 原則として認められるか。

2 返還により認められないこととなるものがあるか。

(1) 法人格

(イ) 琉球政府)

ロ 市町村

ハ 特別法による法人(琉球銀行、琉球育英会、沖縄住宅公社、沖縄学校安全会、琉球海外移住公社、琉球開発金融公社、琉球学校給食会、琉球電信電話公社、琉球電力公社、琉球水道公社、琉球大学財団)

ニ 会社

ホ その他(学校法人、協同組合、信用保証協会、医療法人、労働組合、労働金庫)

ホ その他(学校法人、協同組合、信用保証協会、医療法人、労働組合、労働金庫)

(2) 日本法において認められていない権利
軍用賃借権(後出)

(3) 戸籍

(4) 公証人、司法書士、土地建物調査士
参照 琉球政府章典第三条第一項(一九五二年 六五頁)

3 右のうちわが国が返還後も認めることを義務づけられているものがあるか。

参照 平和条約第四条(b)

二 沖縄返還前における琉球政府裁判所、米国民政府裁判所、琉球列島米国土地裁判所の判決の効力はどうか。返還後その効力はどうか。返還時現に係属している訴訟はどうか。

参照 高等弁務官布令第十九号(一九五九年 二一八頁)

三 沖縄の財産に関する占領前の権利の変更

1 沖縄の財産に関する占領前の権利で占領後米軍の布告等により変更があつたものがあるか。その変更の沖縄返還後の効力は

どりか。

(1) 分離前の土地所有者の権利

参照 民政府特別布告第四号（一九五〇年 三一三頁）

民政府布告第二十二号（一九六四年 三三頁）

(2) 所有者の明らかでない土地

イ 所有者不明土地

参照 民政府布令第四百一十一号（一九五四年 一四四頁）

ロ 非細分土地

参照 民政府布令第四百四十六号（一九五五年 一七二頁）

(3) 日本国の財産（後出）

四 占領後米国が取得した権利及びこれに伴なり義務は、沖縄返還後どりなるか。

1 米側の処分によつて米国が取得したもの

イ 行政権分離前の処分によるもの

特に占領前の日本国財産

参照 海軍軍政府布告第七号（一九四五年 一〇頁）

平和条約第四条

ロ 行政権分離後平和条約前の処分によるもの

参照 平和条約第四条

ハ 平和条約後の処分によるもの

特に軍用賃借権

参照 民政府布告第二十六号（一九五三年 二一頁）

民政府布令第六十四号（一九五七年 一八五頁）

民政府布令第十八号（一九五九年 二一五頁）

高等弁務官布令第二十号（一九五九年 二二〇頁）

2 契約によつて米国が取得したもの

軍用賃借権

琉球銀行株式

参照 琉球銀行条例第七条（一九四八年 三九頁）

74-1039
別添2

沖繩復帰に関する問題点

(第二課関係)

一、法的問題

- (1) 正規に沖繩戸籍に登録されている者については、沖繩戸籍を復帰後におけるその者の戸籍とみなす旨の規定を設ける。したがって、沖繩関係戸籍事務所の戸籍に登録されているその者の戸籍は効力を失うこととなる。
- (2) 民法の経過措置につき奄美大島復帰の場合と同様の規定を設けるべきか否かの問題がある。

二、事実問題

- (1) 沖繩戸籍内容の真憑性
- (2) 復本籍の問題

例

- (イ) 沖繩へ親族入籍した場合
- (ロ) 内地で沖繩関係戸籍事務所から他へ転籍した後、沖繩

沖繩関係
2-1
2-1

で戸籍を作つた場合

(第三課関係)

一、米軍による財産管理と私法上の権利との関係如何。

(VESTの効力を如何に解すべきか。)

(参考) ○米國海軍軍政府布告第七号(一九四五)

「財産の管理」

○米國軍政府指令第十九号(一九四八 四七)

「琉球財産の管理」

○高等弁務官布令第三十四号(一九六〇 九一二)

「干渉の管理について」

○高等弁務官指令第二号(一九六二 四一一)

「日本國県有森林地の管理について」

○米國民政府布令第六六号(一九五三 三三〇)

二、軍用賃借権の内容と効力如何。返還後立法措置を講ずる必要があるか。

(参考)

○高等弁務官布令第二十号(一九五九 二一一)

「賃借権の取得について」

○米國民政府布告第二十六号(一九五三 一一五)

「軍用地域内に於ける不動産の使用に対する補償」

○米國民政府布令第二百二十号(一九五三 一一九)

「軍用地内における不動産の使用に対する補償」

○米國民政府布令第六十四号(一九五七 二二三)

「米合衆國土地取用令」

○高等弁務官布令第十八号(一九五九 一一三)

「暫定借地権の取得」

○米政府指令第三号(一九五九 七一四)

「米國が権利を保有又は取得する土地に関する登記について」

○高等弁務官布令第十九号(一九五九 一一一)

「琉球列島米國土地裁判所の設置について」

三、琉球列島米國土地裁判所は裁判所か。その「最終的決定」の効

P.218

P.316

P.215

P.185

P.121

P.21

P.220

P.78

P.318

P.236

P.33

P.10

力如何。

(参考) ○高等弁務官布令第十九号(一九五九・二・二二)

P. 218

「琉球列島米國土地裁判所の設置について」

○米國民政府一般命令第四号(一九五九・一・二二)

P. 335

「琉球列島米國土地裁判所」

○土地裁判所命令(一九五九・二・一〇)

P. 322

「琉球列島米國土地裁判所訴訟手続規則」

四、土地所有權証明によつて証明せられた所有權は、米施政權により原始的に認められた權利とみるべきか、又は戦前からの權利又はその承継についての行政的確認を受けた所有權とみるべきか。

(参考) ○米國軍政府特別布告第三十六号(一九五〇・四・二四)

「土地所有權証明」

○米國民政府特別布告第四号(一九五一・四・一六)

P. 313
不登法
關係集

「土地所有權について」

○米國民政府布告第八号(一九五一・六・一三)

P. 14

「土地所有權」

○米國民政府布告第十六号(一九五二・四・七)

P. 19

「米國民政府布告第八号「土地所有權」を改正する布告」

○米國民政府布告第二十二号(一九六四・七・三〇)

P. 33

「兩大東島の土地所有權について」

○米國民政府布令第四百一十一号(一九五四・二・九)

P. 144

「所有者不明土地の登記」

五、所有者不明土地登記簿になされた登記の性質及び効力をいかに解すべきか。返還時における措置はいかにすべきか。

(参考) ○米國民政府布令第四百一十一号(一九五四・二・九)

P. 144

「所有者不明土地の登記」

○所有者不明土地登記取扱規定(一九五四・二・一七)

訓令第二二二号)

P. 337
不登法
關係集

六、非細分土地登記簿になされた登記の性質及びその効力をいかに解すべきか。返還時における措置はいかにすべきか。

(参考) ○米国民政府布令第四百十六号(一九五五 六 九)

「市町村非細分土地の登記について」

○市町村非細分土地登記取扱規程(一九五五 七 一一
訓令第一四号)

P.172

一、商法及び登記手続関係法令

(第四課関係)

(1) 本土との相異点

(イ) 商法

沖縄

昭和三九年八月八日「商法の一部を改正する立法」
(一九六四年立法六五号)、「商法の一部を改正す
る施行法」(一九六四年立法六六号)を制定公布、
昭和四一年七月一日施行。

(本土における昭和四一年改正前商法)

本土 「商法の一部を改正する法律」(昭和四一年法律第
八三号)、昭和四一年六月一四日公布同年七月一日
施行。

(右改正に伴い、非訟事件手続法、有限会社法、外
資に関する法律、株式会社法の再評価積立金の資本組
入に関する法律、日刊新聞紙の発行を目的とする株

式会社及び有限会社の株式及び持分の譲渡の制限等
に関する法律、会社更生法及び商業登記法の改正が
なされている。）

(四) 有限会社・非訟事件手続法

沖繩 昭和四一、七、一「有限会社法の一部を改正する立
法」(一九六六年立法一二号)及び「非訟事件手続
法の一部を改正する立法」(一九六六年立法一二号)
施行。

(本土の昭三七、四、二〇法第八二号、同三八、四、
一施行のものと同じ。)

本土 有限会社について、「商法の一部を改正する法律」
(昭四一、六、一四法律第八三号)、同四一年七月
一日施行。

(五) 商業登記法

沖繩 商業登記法制定がなされていないので、非訟事件手

続法による処理がなされている。(登記簿縦書)

本土 商業登記法が施行されている。

(六) 商業登記規則

沖繩 本土において昭三九、四、一施行の「同規則」(昭三
九、三、一一法務省令二三号)の制定により廃止
された旧規則(昭二六法務府令第一一二号)と同じ。
沖繩の同規則は、昭四一、七、一日施行の「商法の
一部を改正する立法」に伴い旧規則当時の数次に亘
る改正は全部なされている。

本土 昭三九、三、一一公布「商業登記規則」(法務省令
第二三号)、昭三九、四、一施行。

(七) 民法法人その他各種法人

沖繩 特殊法人登記令、組合等登記令が制定されていない。
登記手続は非訟事件手続法又は各種法人の登記令に
よる。

本土、特殊法人

(2) 相異解消のための立法予定の有無

「商法の一部を改正する立法」(本土の昭和四十二年法第八三号)、「商業登記法」の施行に伴う関係法令の整理に関する立法」……近頃立法院へ上提の予定

(3) 本土と同様施行されているもの及びその内容の相異の有無

商法 昭四一、七、一施行の改正商法による

(本土における昭四二法第八三号改正前商法)

○ 資本金

昭四一、七、一施行改正商法により全額払込制

但し、未だ改正前の取扱いによる株金全額未払会

社が大部分あり

商法の一部を改正する立法の施行法(一九六四、立法

第六六号)

九条 未払株式に関する措置

十条 新法施行の日から二年内に株金額の金額払込済

のものとするための措置

十一條 新法施行の日から六ヶ月以内に新たに登記すべ

き事項を登記しなければならぬ。

○ 額面株式、一株の金額(ドルを下ることを得ず(二〇二条))

通貨切替(B円から合衆国ドルへ)

一九五八、九、一五高等弁務官布令第一四号

非表示への変更登記を要する。

(一九五八、一〇、二四法民八七五ノ二号法務局長代

理回答

○ 株式譲渡制限

認められない(商二〇四一)

登記事項でなく。

○ 登記所における登記事項の公告、非訟事件手続法の一部改正(一九六三年立法二一号一

九六三、七、一施行)

同法二一一條 登記所がすべき公告は当分の間公報を以てするものとする。

2 登記事項の公告は当分の間之を要せず
○ 額面、無額面の別が登記事項となつてゐる。

(4) 一体化に關して検討すべき事項

(イ) 額面株式一株の金額

(ロ) 組合等登記令、法人登記規則、商業登記事務取扱手続準則の制定

(5) 一体化に關して調査すべき事項

登記を要する法人、組合及びその登記事項

二、供託法及び供託手続關係

◎ 実体法

(1) 供託法(一九五八年(昭和三三)六月一三日立法第一〇号) 本土供託法との相違点は次のとおり

(イ) 金銭及び有価証券の供託は、法務局又は法務支局が供託所として保管する(法一)。

○ 一九六一年告示第二〇一号により、現在那覇、コザ、名護の各法務支局が供託所に指定されている。

(ロ) 供託官吏の処分に対しては、異議申立の方法によることになつてゐる(法三、六)。

○ 本土供託法では、行政不服審査法(昭和三七年法律第一六〇号)により、審査請求の方法に改正されている。

(ハ) 供託金の利息については、銀行と行政主席との取り決めで定める(法八、II)。

○ 現在、銀行との契約により、年二分四厘の利息が、銀行の負担において支払われている。

(ニ) 物品を保管すべき銀行又は倉庫業者指定はあるが(法一〇)、現在指定業者はないよりである。

(ホ) 「供託官吏」と名称は、本土供託法では、「供託官」と

改正されている（昭和三八年法律第一二六号）

(2) 供託根拠法令

民法、商法（昭和四一年改正未施行）、民事訴訟法（昭和
三九年改正未施行）、借地 借家法（昭和四一年改正未施行）、
旅行あつせん業法、土地建物取引業法、商品券取締法、土地
収用法等がある。

◎ 手続法

(1) 供託規則（一九五九年（昭和三四）六月二六日規則第八〇
号）供託事務取扱準則（一九六七年四月一四日法務局長通達第
四三四号）

(2) 本土供託法との相違点（未改正部分）次のとおり。

- (イ) 昭和三九年法務省令第一九号
「供託官吏」↓「供託官」
- (ロ) 昭和四二年法務省令第一五号
供託金保管替手続の新設（二一〇の二）二一〇の四）

供託物の内渡を請求する場合の添付書面の特例（三二Ⅱ）

配当等による分割払渡手続の改正（三二Ⅱ）

保証供託金の利息請求時期の改正（三四Ⅱ）

供託物払渡請求書等書式の改正（二五・二六・三〇・三一
書式）

(イ) 昭和四三年法務省令第二六号
簡易確認手続の採用・資格証明書等の添付の省略（一四・
二六）

附利単位の改正 千円↓五千円に引き上げ（三三Ⅱ）

(ロ) 沖繩の供託所はいずれも供託金の受入、供託有価証券の
直接保管を行なっている（一八・二六・二七）

(ハ) 供託金払渡請求について、「他店払」、「国庫振替」に
よることはできない（二〇Ⅱ）。

(ニ) 供託金利息の利率は、年二分四厘で本土と同じであるが、
一ドル未満の端数（全額一ドル未満の場合も含む）には利

息が付されなす(三一Ⅱ)。

(1) 供託金と利息は、別に小切手を振出す(三三Ⅲ)

(3) 供託事務取扱準則については、規則未改正部分に関連するもののほかは、本土の準則に準じて規定されている。

◎ 一体化に関して検討すべき事項

(1) 供託金預金制度

(2) 有価証券保管制度

(3) 供託金利息制度

(4) 記録滅失した供託の回復手続

(5) 供託金時効処理

(6) 経過措置として「国外居住外国人等に対する債務の弁済のためにする供託の特例に関する政令」の適用除外

◎ 一体化に関して調査すべき事項

(1) 供託根拠(許容)法令の施行状況

(2) 供託関係訓令、通達、回答(先例)の実施状況

(3) 供託官吏、出納官吏、保管物取扱主任官の指定状況

(4) 諸帳簿の整備・記帳状況

(5) 監査制度・現在高確認

(6) 執務資料、研修制度

(7) 供託事件数の推移、展望

(8) 供託金預金銀行と供託所との関係

○ 政府金の出納事務を取り扱わせる銀行の指定(一九六一年七月二五日告示第一五六号)により、琉球銀行及び沖縄銀行が、政府金の出納を取り扱うこととされている。